

国民民主党 臨時党大会 開催要項

1. 開催日時

2018年9月4日（火） 13：00 開会

2. 会 場

都市センターホテル 3階 コスモスホール
東京都千代田区平河町 2-4-1

3. 議 案

- 1) 党規約および代表選挙規則にもとづく代表選挙
- 2) その他関連する議案

4. 日程概要

9月 3日（月） 郵便投票（電子投票を含む）予備開票開始
9月 4日（火） 12：00 受付開始
13：00 臨時党大会開会

5. 臨時党大会の議決権等

1) 代表選挙における投票権

代表選挙規則により、代表選挙における投票権は以下のとおりとなる。

- ① 政党助成法届にもとづく党所属国会議員および総務会の承認を得た党所属国会議員は、臨時党大会において投票を行うこととし、1人各2ポイントを保有する。
- ② 公認候補予定者は、臨時党大会において投票を行うこととし、1人各1ポイントを保有する。
- ③ 地方自治体議員党員ならびに一般党員・サポーターは、代表選挙規則および代表選管規程にもとづき郵便投票（電子投票を含む）を行うこととし、臨時党大会における投票権は有しない。

2) 代表選挙における決選投票権

決選投票は、代表選挙規則および代表選管規程により、直接投票で行い、その投票権および投票方法は以下のとおり。

①党所属国会議員および公認候補予定者は、直接投票を行うこととし、国会議員の投票は各2ポイント、公認候補予定者の投票は各1ポイントに換算する。

②その他の者は投票権を有しない。

3) 代表選挙関連事項以外の議案に関する議決権

①代議員は、議決権を有する。

②その他の者は発言権、議決権とも有しない。

6. 臨時党大会の構成

1) 代議員

①党所属国会議員

②公認候補予定者（内定者）

③各都道府県連代議員各1名

2) 特別代議員

①各都道府県連の地方選管委員1名

（都道府県連代議員および特別代議員の登録については、別途担当部局より連絡する。）

3) ご招待、その他

友誼団体、在京外交団等について、大会実行委員会において会場規模等を勘案しつつ調整・決定する。

7. 大会運営

代表選挙管理委員会が大会実行委員会を兼ねることとし、大会の運営・進行の任に当たる。

8. その他必要事項

その他の必要事項については、大会実行委員会において調整・決定し、担当部局を通じて通知する。

以上